

議案第94号

三田市里山と共生するまちづくり条例の制定について

三田市里山と共生するまちづくり条例を次のとおり定める。

平成30年11月28日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市里山と共生するまちづくり条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 市民活動等による里山の保全と活用（第7条—第13条）

第3章 里山の景観保全と安全確保のための太陽光発電設備の設置規制（第14条—第31条）

第4章 地域の生活環境と農業振興の調和（第32条）

第5章 雑則（第33条）

付則

三田の緑あふれる里山は、そこで暮らす人々の生活や農業の営みから支えられてきました。

本市は、まちが急速に成長する過程で、里山の無秩序な開発を抑制しつつ、都市地域と農村地域が近接し、調和する「田園文化都市」を目標としてきました。その結果、都市と共存する市域の里山の景観は、本市を特徴づけるまちの魅力として広く認知されています。

しかし、本市の成長を象徴した人口は、緩やかな減少傾向へと転じ、人々の生活様式や価値観の多様化が進む中、本市のまちづくりの方向性も、「成長」から「成熟」へと転換することが求められます。また、都市地域と農村地域が近接する中で、農村地域の慣習として行われる焼却により生活環境に支障が及ぶ事態が発生しており、地域の生活環境と農業振興との調和も求められています。

成熟のまちを象徴する言葉として「共生」が挙げられます。里山を本市のかけがえのない宝物として慈しみ、守り伝える「人と自然との共生」、都市地域と農村地域に暮らす人々が、それぞれの生活や文化をお互いに理解し尊重し合う「地域と地域、人と人との共生」、これらは、成熟のまちづくりを進めるうえでは欠かせないものです。

ここに、里山と共生するまちづくりを通して、郷土の先人たちが悠久の営みの中で育んできた風景や賑わい、伝統的な文化を継承する持続可能な成熟したまちづく

りを目標とし、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の里山と共生するまちづくりについて、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、里山の保全と活用を推進し、里山の景観及び安全を確保し、並びに地域の生活環境と農業振興の調和を図るために必要な事項を定めることにより、人と自然、地域と地域、人と人が共生した文化的で魅力ある成熟したまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。

- (1) 里山 集落、農地、水路、河川、ため池、湿地及びそれらを取り巻く森林並びに市街地の公園及び緑地をいいます。
- (2) 生物多様性 様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいいます。
- (3) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及び附属設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除きます。）をいいます。
- (4) 事業区域 太陽光発電設備の用に供する土地の区域をいいます。
- (5) 事業者 太陽光発電設備を設置する者をいいます。
- (6) 管理者 太陽光発電設備を管理する者をいいます。
- (7) 山林 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画においてその対象となっている民有林をいいます。

(基本理念)

第3条 全ての者は、里山の生物多様性、景観及び生活文化の多面性が、そこで暮らす人々の生活の営みの中で形成されてきたことを理解し、市民の暮らしと里山との関係を今の時代に即したものに築き上げ、里山からの恵みを将来にわたり享受できるよう里山と共生するまちづくりに取り組みます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、人と自然、地域と地域、人と人が共生した文化的で魅力ある成熟したまちづくりを進めるため、里山と共生する

まちづくりに関する施策を実施する責務を有します。

- 2 市は、里山の自然環境の保全及びその資源の活用に当たり、国、県、近隣自治体、大学及び研究機関と連携協力し、市民との協働による様々な取組みにより、市域を越えた人と自然、人と人が共生する社会の形成を推進します。
- 3 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じます。

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条に定める基本理念にのっとり、里山の環境が農業の営み及び生活の場として利用され、維持されていることに対する理解に努めます。

- 2 市民は、里山を共有の資源として意識し、里山の保全と活用に関する取組みに参加し、及び協力するよう努めます。

(事業者等の責務)

第6条 事業者及び管理者は、関係法令及びこの条例を遵守し、第3条に定める基本理念にのっとり、里山の保全及び市民生活の安全の確保に必要な措置を講じなければなりません。

第2章 市民活動等による里山の保全と活用

(市民の役割)

第7条 市民は、里山における市民活動を活性化させ、生物多様性に基づいた循環型の暮らしを推進し、及び里山における生活文化を保全し、又は里山資源を活用したツーリズムを創出することにより、里山の保全と活用及び地域の活性化につなげます。

(市の役割)

第8条 市は、里山の保全と活用について様々な取組みを展開するため、里山の保全と活用に関する行動計画を策定します。

- 2 市は、里山の所有者、里山周辺の住民、里山保全活動団体等が、持続的な里山の保全と活用に取り組むことができるよう必要な措置を講じます。

(里山の所有者の役割)

第9条 里山の所有者は、里山の有する水源かん養、生物多様性、良好な景観等公益的機能の重要性を認識し、里山の適正な保全と活用について、市民、里山保全活動団体等と連携し、及び協力するよう努めます。

- 2 里山の所有者は、市が実施する里山の保全と活用に関する施策に協力するよう努めます。

(生物多様性の保全)

第10条 市民は、生物多様性を基盤とする自然からの様々な恵みの重要性を認識するとともに、自ら生物多様性の保全に努めます。

2 市は、生物多様性の保全に当たり、次に掲げる事項について必要な措置を講じます。

(1) ため池及びその周辺地域の生物多様性の保全に関すること。

(2) 市街地の周辺緑地等の保全と活用に関すること。

(3) 市民との協働による生物多様性の保全に関すること。

(里山を中心とした循環型の暮らし)

第11条 市民は、里山の生物多様性による自然の恵みを活用した循環型の暮らしの推進に努めます。

2 市は、里山資源の循環型利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じます。

(1) 造林、保育その他の森林施業の支援に関すること。

(2) 伐採木等の有効利用に関すること。

(3) 耕作放棄田の管理手法に関すること。

(生活文化)

第12条 市民は、里山での営みから培われてきた生活文化を地域資源として活用するための取組みに努めます。

2 市は、前項に規定する市民の取組みの支援を行うため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じます。

(1) 寺社周辺の森林の保全と活用に関すること。

(2) 市民と自然とのふれあいの創出に関すること。

(3) 学びの場としての里山の活用に関すること。

(ツーリズム)

第13条 市は、かやぶき古民家等の活用、地域の産業及び地域振興に結びついた地場産品をツーリズム資源として活用するため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じます。

(1) かやぶき古民家等の飲食施設及び宿泊施設としての活用に関すること。

(2) 地場産食材を使用した飲食施設の創設の推進及び里山体験の機会の提供に関すること。

(3) 里山における外国人観光客の受入れ並びに大学及び企業と連携した情報発信に関すること。

第3章 里山の景観保全と安全確保のための太陽光発電設備の設置規制 (太陽光発電設備の設置規制)

第14条 市は、太陽光発電設備の設置に関して必要な規制を行うことにより、良好な里山の景観及び自然環境の保全を図るとともに、里山及び里山で暮らす市民の安全を確保します。

(禁止区域)

第15条 何人も、次に掲げる区域においては、太陽光発電設備を設置してはなりません。ただし、法律に基づき、当該設備を設置することができる場合はこの限りではありません。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

(3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

(4) 森林法第25条第1項又は同法第25条の2第1項及び第2項の規定により指定された保安林

(5) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画に定める農用地等として利用すべき土地の区域

(抑制区域)

第16条 市長は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域（前条各号に掲げる区域を除きます。）においては、事業者に対し、太陽光発電設備の設置の抑制を求めることができます。

(設置の許可)

第17条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域において、事業区域の面積が300平方メートル以上の太陽光発電設

備を設置しようとする者は、あらかじめ、太陽光発電設備の設置に係る計画（以下「事業計画」といいます。）を定め、市長に申請し許可を受けなければなりません。

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとします。

- (1) 事業者及び管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 太陽光発電設備の設置工事（以下「設置工事」といいます。）の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 設置工事の設計
- (5) 太陽光発電設備の廃止後において行う措置
- (6) 太陽光発電設備及び事業区域の管理の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（許可基準）

第18条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはなりません。

- (1) 兵庫県が定める太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）第6条に規定する太陽光発電施設の設置等に関する基準に適合していること。
- (2) 山林において太陽光発電設備を設置する場合は、国道及び県道から当該太陽光発電設備が容易に望見できないこと。

2 市長は、前条第1項の許可に、里山の有する景観、生活環境及び生物多様性の保全並びに安全の確保等のために必要な条件を付すことができます。

（事前協議）

第19条 第17条第1項の規定による申請をしようとする者（以下「申請予定者」といいます。）は、当該申請をする前に同項の事業計画について市長と協議しなければなりません。

2 市長は、前項の規定による協議があつた場合において、前条第1項各号に掲げる基準に適合するよう助言し、又は指導することができます。

（近隣関係者への説明）

第20条 申請予定者は、当該申請をする前に規則で定める者（以下「近隣関係者」といいます。）に対し、第17条第1項の事業計画の内容について説明を行わなければならない。

2 申請予定者は、前項の説明を行うに当たり、近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

（変更の許可等）

第21条 第17条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」といいます。）は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に係る設置工事に着手する前に市長に申請し変更の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではありません。

2 許可事業者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 許可事業者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更のうち、第17条第1項の事業計画に定める同条第2項第1号又は第6号に規定する事項を変更したときは、前項の規定による届出をする前に近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明しなければならない。

4 第18条から前条までの規定は、第1項の許可について準用します。

（標識の設置）

第22条 許可事業者は、当該許可を受けた後、速やかに、設置工事が完了するまでの間、その事業区域の見やすい場所に、当該許可に係る事業計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。

（工事着手の届出）

第23条 許可事業者は、当該許可を受け、設置工事に着手するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了の届出等）

第24条 許可事業者は、設置工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、設置工事が当該許可の内容に適合しているかどうかについて、検査をし、許可事業者に結果を通知しなければならない。

3 許可事業者は、前項の規定による通知を受けた日以降でなければ、当該太陽光

発電設備を使用し、又は使用させてはなりません。

(増設等の工事の許可等)

第25条 第17条から前条までの規定は、設置工事の完了後において事業者が太陽光発電設備の増設、移転、修理、改造その他規則で定める行為に係る工事（これらの行為に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含まず。）をしようとする場合の許可について準用します。

2 事業者又は管理者は、第17条第1項、第21条第1項及び前項の許可による設置工事の完了後において、第17条第1項の事業計画に定める同条第2項第1号又は第6号に規定する事項を変更したときは、遅延なく、その旨を市長に届け出なければなりません。この場合において、届出をする前に近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明しなければなりません。

(工事廃止の届出等)

第26条 第17条第1項、第21条第1項又は前条第1項の許可を受けた者は、当該設置工事を廃止したときは、遅延なく、市長に届け出なければなりません。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る工事について、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、工事に伴う災害の防止又は良好な自然環境の保全のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

3 事業者又は管理者は、設置工事の完了後において、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までにその旨を市長に届け出なければなりません。

(報告の徴収及び立入調査)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は管理者に対して報告又は資料の提出を求め、命じた者又は委任した者に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に聞取りをさせることができます。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければなりません。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはなりません。

4 市長は、第1項の報告があった場合において、必要に応じて、必要な措置を講ずるよう指導し、又は期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることがで

きます。

(許可の取消し)

第28条 市長は、第17条第1項、第21条第1項又は第25条第1項の許可を受けた者が、それぞれの許可について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができます。

(1) 偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。

(2) 許可の内容に適合する設置工事を行わず、又は許可に付した条件に違反したとき。

(3) 許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに設置工事に着手しなかったとき。

(4) 設置工事着手後、1年以上引き続き設置工事をしていないとき。

(5) 第21条第1項に規定する許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消した場合において、その許可の取消しに係る着手後の設置工事について、当該許可を取り消された者に対し、当該設置工事の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、設置工事に伴う災害の防止若しくは良好な自然環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

3 第15条の規定に違反して、又は第17条第1項若しくは第25条第1項の許可を受けずに、設置工事に着手した者又は設置工事を行った者に対し、前項の規定を準用します。

(勧告等)

第29条 市長は、事業者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要な措置を講ずるよう指導し、又は期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

(1) 第27条第1項の報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(2) 第27条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(3) 第26条第2項、第27条第4項、前条第2項又は同条第3項の規定による命令に違反したとき。

(4) 第24条第2項の検査の結果、許可の内容及び許可に付した条件に適合していないと認めるとき。

(5) 第24条第1項又は第26条第1項若しくは同条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(公表)

第30条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者又は管理者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた事業者又は管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができます。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた事業者又は管理者に意見を述べる機会を与えなければなりません。

(過料)

第31条 第15条の規定に違反して、又は第17条第1項、第21条第1項又は第25条第1項の許可を受けずに、設置工事に着手した者又は設置工事を行った者に対し、5万円以下の過料に処します。

第4章 地域の生活環境と農業振興の調和

(地域の生活環境の保全と農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却)

第32条 廃棄物の焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき原則として禁止されていることに鑑み、市民は、同法第16条の2第3号及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第14条第4号の規定により焼却禁止の例外となる農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（以下「農業を営むための廃棄物の焼却」といいます。）を行おうとするときは、周辺地域の生活環境に著しい支障がないよう行わなければなりません。

2 市民は、法令の範囲内における農業を営むための廃棄物の焼却が行われることを理解し、地域の生活環境と農業振興の調和について相互理解に努めます。

3 市は、生活環境の保全を図るため、農業を営むための廃棄物の焼却に関する啓発及び当該焼却の減少を推進する方策について、財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、必要な施策を講じます。

第5章 雑則

(委任)

第 3 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 1 月 4 日から施行します。

(経過措置)

2 第 1 4 条から第 3 1 条までの規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日以後に着手する設置工事又は増設等の工事について適用します。

3 前項の規定にかかわらず、第 2 7 条第 1 項に規定する報告又は資料の提出については、この条例の施行の際現に第 1 7 条に規定する区域において、事業区域の面積が 3 0 0 平方メートル以上の太陽光発電設備を設置し、又は設置工事に着手している事業が、事故、自然現象又は人的行為による当該事業区域内の地形又は設備の変状、変更及び損傷の発生に伴い、自然環境、市民生活等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、市長は、必要な限度において、当該事業者又は管理者に対して当該変状、変更及び損傷の状況並びに維持管理状況の報告又はそれらの資料の提出を求めることができるものとし、当該報告又はそれらの資料の提出があった場合には、関係者に聞き取りをし、必要な限度において、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができるものとします。